る各都道府県の目標値は、平成20年度と比べた、平成35年度時点でのメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を、25％以上の減少とすることを目安に、各都道府県において設定することが考えられる。

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率は、各都道府県における、平成20年度の特定保健指導対象者の推定数（平成20年度の年齢階層別（40歳から74歳までの５歳階級）及び性別での特定保健指導対象者が含まれる割合を、平成20年３月31日現在での住民基本台帳人口（年齢階層別（40歳から74歳までの５歳階級）及び性別）で乗じた数をいう。以下同じ。）から平成35年度の特定保健指導対象者の推定数（平成35年度の年齢階層別（40歳から74歳までの５歳階級）及び性別での特定保健指導対象者が含まれる割合を、平成20年３月31日現在での住民基本台帳人口（年齢階層別（40歳から74歳までの５歳階級）及び性別）で乗じた数をいう。）を減じた数を、平成20年度の特定保健指導対象者の推定数で除して算出することが考えられる。

②　その他の数値目標

①に加え、特定保健指導の対象者ではなく、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率並びに非服薬者（高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用していない者をいう。）のうちのメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を算出し、それぞれの推移も①と併せて見ていくことが考えられる。

備群の減少率を、25％以上の減少とすることを目安に、各都道府県において設定することが考えられる。

減少率は、各都道府県における、平成20年度のメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の推定数（平成20年度の年齢階層別（40歳から74歳までの５歳階級）及び性別でのメタボリックシンドロームの該当者及び予備群が含まれる割合を、平成36年１月１日現在での住民基本台帳人口（年齢階層別（40歳から74歳までの５歳階級）及び性別）で乗じた数をいう。以下同じ。）から平成35年度のメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の推定数（平成35年度の年齢階層別（40歳から74歳までの５歳階級）及び性別でのメタボリックシンドロームの該当者及び予備群が含まれる割合を、平成36年１月１日現在での住民基本台帳人口（年齢階層別（40歳から74歳までの５歳階級）及び性別）で乗じた数をいう。）を減じた数を、平成20年度のメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の推定数で除して算出することが考えられる。

なお、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に加え、非服薬者（高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用していない者をいう。）のうちのメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率並びに特定保健指導対象者数の減少率それぞれの推移を見ていく必要がある。特定保健指導対象者数の減少率も、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率と同様の手法で年齢階層別に補正して算出することが考えられる。

なお、これらの減少率も、①と同様の手法で年齢階層別に補正して算出することが考えられる。

⑷～⑺　（略）

２　医療の効率的な提供の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項

第三期都道府県医療費適正化計画においては、病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進を目指すとともに、「医療の効率的な提供の推進」に関する目標として、おおむね以下のものを定めることが望ましいと考えられる。

この目標については、第５に掲げるこの方針の見直しを踏まえ、見直しを行う。

⑴　後発医薬品の使用促進に関する数値目標

後発医薬品の使用割合を平成32年９月までに80％以上とするという国における新しい目標を踏まえ、都道府県においても、この目標の達成に向け、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、後発医薬品の使用促進策の策定や普及啓発の取組を行うことが重要である。

このため、各都道府県においては、後発医薬品の使用促進に係る環境の整備を図る観点から、平成32年９月までに後発医薬品の使用割合を80％以上とすることを前提に、計画期間の最終年度の平成35年度には、後発医薬品の使用割合が80％以上に到達しているとする目標を設定することや、普及啓発等施策に関する目標を設定することも考えられる。

⑵　（略）

４～８　（略）

三　（略）

⑷～⑺　（略）

２　医療の効率的な提供の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項

第三期都道府県医療費適正化計画においては、病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進を目指すとともに、「医療の効率的な提供の推進」に関する目標として、おおむね以下のものを定めることが望ましいと考えられる。

この目標については、第５に掲げるこの方針の見直しを踏まえ、見直しを行う。

⑴　後発医薬品の使用促進に関する数値目標

後発医薬品の使用割合を平成29年央に70％以上とするとともに、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80％以上とするという国における新しい目標を踏まえ、都道府県においても、この目標の達成に向け、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、後発医薬品の使用促進策の策定や普及啓発の取組を行うことが重要である。

このため、各都道府県においては、後発医薬品の使用促進に係る環境の整備を図る観点から、平成32年度末までに後発医薬品の使用割合を80％以上とすることを前提に、計画期間の最終年度の平成35年度には、後発医薬品の使用割合が80％以上に到達しているとする目標を設定することや、普及啓発等施策に関する目標を設定することも考えられる。

⑵　（略）

４～８　（略）

三　（略）